

## 幼稚園園務改善費補助金 Q &amp; A (裏面もご確認ください)

No	質問	回答
1	事業者は市町村が設置する公立幼稚園を含むのか。	含む。
2	幼稚園型認定こども園は、幼稚園と同様と考え、補助対象施設として捉えてよいか。	よい。
3	幼保連携型認定こども園に対する本事業は対象となるか。	幼保連携型認定こども園は対象外。
4	私立幼稚園等安心・安全対策支援事業で実施の「ICTを活用した子供の見守り支援事業」「登降園管理システム導入支援事業」との違いは何か。(園務改善であっても、安全対策であっても、導入するのは同じシステムではないのか。)	導入するシステムについて、園務改善や教育の質の向上を目的とするものについては本事業、幼児・児童等の安全確保に向けた取組の強化を目的とするものについては私立幼稚園等安心・安全対策支援事業で実施の事業に申請すること。
5	補助対象となる期間はいつからか。	令和5年4月1日から令和6年3月31日までに係る経費のみ対象。事前着手を行う場合は事前着手届の提出必須。
6	費用負担の発生するシステムを導入することなく、パソコンやタブレット等の備品を購入することはできるか。	パソコン等の備品のみ購入の場合も、園務改善に資するものとして明確な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に資することが説明できるものであれば可能。
7	パソコン等の備品であれば、全て対象となるのか。	単に「教職員に対し1人1台パソコンを支給する」「古くなったパソコンを買い換えたい」など、使用目的が明確でない理由だけでは対象とならず、園務改善に資するものとして明確な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に資することが説明できれば、対象。
8	システムを導入する際、初期費用は発生しないが、別途備品の購入費用や月額の使用料及び通信費が発生する場合は対象とできるか。	備品の購入費用を対象とすることは可能。月額の使用料及び通信費については、導入初年度に係る費用を対象とすることは可能。
9	既存システムの改修費は対象か。	既存システムに含まれない別のシステムを導入、もしくは既存システムに新たなオプション機能を付け加える費用のみ、システム改修費として対象。
10	既存システムの保守費、リース料、通信費等は対象か。	対象外。
11	リース・保守費・通信費等について、複数年契約した場合はどうすればいいか。	単年度契約が望ましいが、複数年契約せざるを得ない場合は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに係る経費のみ対象。
12	対象経費に記載の通信費に、インターネット利用料は含まれるか。	含まれる。(システム導入に必須という説明が必要)
13	会計システム・CTI接続システム(ソフト)等は対象となるか。	会計システム・CTI接続システムは概要上の留意事項に該当しないものであれば対象外。(ただし、指導要録作成システム等と切り分けができない一体的なものは対象)
14	園バスの位置情報システムは対象となるか。	導入により、園務が改善され、幼児教育の質の向上に資するものであれば対象。
15	今年度末に支払った来年度分のライセンス料は今年度の対象になるか。	対象外。
16	対象となるシステムについて、明確な基準を示してほしい。	園務が改善され、幼児教育の質の向上に資するものであることが説明できれば対象。判断に迷う案件があれば個別に相談すること。

17	システム導入に係る研修会費用等研修費は対象となるか。	対象外。
18	預かり保育や幼児教育・保育の無償化に係る業務について使用を予定しているものは、本事業の対象となるか。	対象。
19	園務改善の範囲は教諭の業務に限るか。事務職員の負担軽減の場合も可能か。	事務職員の負担軽減のみを目的としたものは対象外。
20	指導要録作成システム等の購入について、仕様上の要件（この仕様では対象外等）はあるか。	事業概要記載以外のものは特段定めていない。
21	エクセルやパワーポイント等（office機能等）の既存の基礎ソフトも対象となるシステムに含まれるか。	含まない。（原則として園務改善・幼児教育の質の向上に資する外部システム等が対象。）原則として、office機能付きパソコン等を購入する場合は、office単価分だけ補助対象外経費となるが、導入システムの利用のために不可欠であれば補助対象経費として計上できる。
22	運搬費（送料）は対象か。	対象外。
23	納品先を幼稚園以外の場所に設定してよいか。	納品先は必ず幼稚園としてください。
24	システムを運用するにあたって、必要な機器等の購入費は補助対象となるか。	園務改善に資する ICT 化に当たり最低限必要となるパソコン・タブレット等の備品、附属品や消耗品の購入費（運搬費・調整費等の附帯経費は除く）を補助対象とします。
25	どういった通信環境整備が補助対象となるか。	例えば、教職員室だけにインターネット環境があり、他の教室で機能していない場合、園務に資する範囲で他の教室にもインターネット環境が必要なのであれば、「機能していない状態」にあたるため新規導入として対象にしてよい。インターネット環境はあるが弱く使いづらいという場合は改修にあたるため対象外。
26	システム導入に必要な無線 LAN は対象となるか。	園務改善に資する ICT 化にあたり、無線 LAN 設置による通信環境の整備が必要なのであれば、設置に係る費用も対象となる。その場合は、無線 LAN ルータ（機器）の購入費だけでなく、設定料や工事費（大規模な施設整備になるものを除く）など、一体的に必要な費用も含めることができる。
27	既存システムのほかに、別の新たなシステムを導入することは可能か。	原則は対象外だが、双方のシステムに機能の被りがない場合、または双方のシステムを併用することで園務改善に資するという説明ができる場合は対象。